

淡海子ども・若者プラン

令和7年(2025年)3月

滋賀県

目次

I	計画の策定について	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画期間	
	(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
II	子ども・若者を取り巻く主な現状・課題	3
	1 子どもの権利が守られる社会づくり	3
	2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	4
	3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	12
	4 社会的養育の推進	18
	5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	26
	6 ひとり親家庭への支援の推進	30
	7 安心・安全な子育て環境の整備	34
	8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	64
III	基本理念	68
IV	基本施策	69
	1 子どもの権利が守られる社会づくり	69
	2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	71
	(1) 多様な遊びや体験の機会の確保・社会参画活動の活性化	
	(2) 夢と生きる力を育む学校教育の充実	
	(3) 子ども・若者の居場所づくり	
	(4) 若者の希望を叶えるための取組	
	(5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等	
	3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	79
	(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援	
	(2) 非行少年等への対応	

4	社会的養育の推進	84
	(1)妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	
	(2)児童虐待の早期発見・早期対応	
	(3)子どもの保護・ケア	
	(4)親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化	
	(5)子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	
5	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	92
	(1)子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援	
	(2)貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援	
	(3)一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
	(4)世帯の生活を支えるための経済的支援	
6	ひとり親家庭への支援の推進	100
	(1)生活の安定と自立のための経済的支援	
	(2)自立のための就労支援	
	(3)安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
	(4)きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発	
7	安心・安全な子育て環境の整備	106
	(1)安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	
	(2)すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	(3)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	(4)子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり	
	(5)仕事と子育ての両立支援	
8	子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	126
	(1)社会全体で子育てを支える環境づくりの推進	
	(2)共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
V	基本理念の実現に向けた大切な視点	130
VI	プランの推進	134
	目標設定	138

I 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

本県では、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定しました。その後、社会情勢や国の動き等を踏まえて、平成27年3月、令和2年3月にそれぞれ改定を行い、子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して、施策を推進してきたところです。

それ以降、国においては令和5年4月にこども家庭庁の設置やこども基本法の施行がなされたほか、同年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指して、こども大綱が策定されました。

本県においても令和6年4月に子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」(一人ひとり主体としての子ども、社会の一員としての子ども、未来の希望としての子ども)を県政の重要な柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築を行うなど、子ども・若者政策の一層の推進を図っているところです。

こうした状況を踏まえ、本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、推進していくため、当事者である子ども・若者の意見を踏まえ、今後5年間の中期的な計画の策定を行います。

(2) 計画の位置づけ

- ①滋賀県が取り組む子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ②滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県保健医療計画、滋賀県教育振興基本計画等の各分野における計画等と整合した計画
- ③滋賀県子ども基本条例に基づく計画
- ④関係法令等に基づく以下の計画の位置付けを併せ持つ計画
 - ・子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条に規定される「都道府県行動計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」
 - ・こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に

基づく計画

(3) 計画期間

- ・計画期間：令和7年度から令和11年度までの5か年の計画とします。

(4) 計画における「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。(個別の規定がある場合は各法令等の規定によることとします。)

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。